

平成25年2月12日まちづくり委員会追加資料

平成25年2月12日

まちづくり委員会委員 各位

まちづくり局長

所管事務報告

特定建築物耐震改修等事業助成制度の拡充について

平成25年2月12日まちづくり委員会における標記の追加資料について、
次のとおり御提出いたします。

<資料>

資料1：他都市の耐震改修助成制度の状況

担当 まちづくり局 指導部 建築監察課 古川

電話 044-200-3013 内線37801

他都市の耐震改修助成制度の状況

資料 1

■多数利用建築物

	政令市	多数利用の補助率及び限度額	補助率 15.2%	補助率 23%	補助率23%を 上回るもの
1	川崎市	15.2%以内 限度額1000万円	○ (現状)	○ (拡充後)	
2	横浜市	1/3以内 限度額2000～5000万円			○
3	札幌市	15.2%以内 限度額3,500万円	○		
4	さいたま市	1/3以内 限度額1,500万円			○
5	静岡市	15.2%以内	○		
6	浜松市	15.2%以内	○		
7	大阪市	1/2以内 限度額1,000万円			○
8	堺市	23%以内 限度額4,500万円		○	
9	北九州市	23%以内 限度額1,200万円		○	
合計			4	2	3

■道路閉塞建築物

	政令市	補助率及び限度額	道路の限定	
			あり	なし
1	川崎市	2/3以内 限度額4000万円	○ (現状)	○ (拡充後)
2	横浜市	1/3以内 限度額2000～5000万円	○※	
3	札幌市	15.2%以内 限度額3,500万円		○
4	さいたま市	2/3以内 限度額4,500万円		○
5	浜松市	2/3以内		○
6	京都市	2/3以内 限度額2,000万円	○	
7	堺市	2/3以内	○	
8	北九州市	23%以内 限度額1,200万円		○
合計			4	4

※拡充検討中